

## 災害時における物資支援協力に関する協定書

長野県諏訪郡原村（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社北陸信越カンパニー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う物資支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他、甲が指定する物資 ※代替品でも可とする

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、事前に出荷要請書を記入しメール又はファクシミリで乙に要請するものとする。但し、ライフラインの途絶により連絡が取れない場合、甲は職員を派遣し、要請するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 納品場所については、甲の荷受け場とする。

- 1 配送手段については、原則乙が運搬を実施するが、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

- 2 請求時に使用する請求書は、乙が指定するものとする。
- 3 甲は前項に基づく請求があったときの支払いは、乙に対し月末締め翌20日までとする。
- 4 請求に関わる降り込み手数料は、甲が負担するものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（解除条項）

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

2 甲が支援物資を他に譲渡等する場合は、乙と協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 5年 月 日

甲：

⑩

乙：

⑩

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレトペーパー、 防水シート</p>

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

## 出 荷 要 請 書

様

⑩

災害時における物資調達に関する協定書第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品名	規格	数量	引渡場所	引渡日時

様式第2号 (第7条関係)

年 月 日

# 出 荷 確 認 書

様

⑩

年 月 日付けの出荷要請書により、次の物資を出荷したことを確認します。

品名	規格	数量	備考